

めがねのまちさばえ応援企業認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市（以下「市」という。）とともにシティプロモーション活動を推進する民間企業をめがねのまちさばえ応援企業（以下「応援企業」という。）として認定し、「めがねのまちさばえ」の地域ブランド確立の推進を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条 応援企業の認定は、次の各号のいずれの要件にも該当する企業に対して行うものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと（同条第1項第1号に規定する料理店およびカフェーにおいて営業を行う者を除く。）。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかを実施しているまたは実施しようとしていること。
 - ア 「めがねのまちさばえ」の知名度、認知度を向上させるための取組
 - イ 観光振興に関する取組
 - ウ ふるさと鯖江への愛着心の向上に向けた取組
 - エ 地方創生に関する取組
 - オ 地域産業振興に関する取組
 - カ 若者の雇用促進に関する取組
 - キ 子育て支援に関する取組
 - ク 名刺など印刷物への「めがねのまちさばえ」PRマークの使用
 - ケ 社屋、営業車などへの「めがねのまちさばえ」PRマークの使用

(申請)

第3条 応援企業の認定を受けようとする企業は、申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、申請を行うものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、認定要件を満たしているか審査を行う。

(認定等)

第5条 市長は、前条の審査の結果、認定要件を満たしている企業を応援企業に認定し、認定状（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、認定要件を満たしていないと判断した企業に対し、不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(認定期間)

第6条 認定期間は、応援企業として認定を受けた日から起算して2年間とする。ただし、期間終了後に、市および認定を受けていた企業双方に異議が無いときは、認定期

間を自動的に更新するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援企業の認定を取り消すことができる。

- (1) 応援企業が、市の信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 応援企業が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 応援企業から認定を取り消すよう要望があったとき。
- (4) その他市の進めるシティプロモーション事業に支障があると市長が認めるとき。
(損害等に対する責任)

第7条 この要綱による応援企業の認定は、応援企業として認定した企業の行う事業等に対して市の推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 市は、応援企業の認定を取り消したことにより生じた損害に対し、その責任を一切負わない。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

(様式第1号)

申 込 書

当社は、鯖江市の進めるシティプロモーション活動に賛同し、めがねのまちさばえ応援企業となることを申し込みます。

記

【協力（予定）内容】

協力（予定）内容にチェックをお願いします。

- 「めがねのまちさばえ」の知名度、認知度を向上させるための取組
- 観光振興に関する取組
- ふるさと鯖江への愛着心の向上に向けた取組
- 地方創生に関する取組
- 地域産業振興に関する取組
- 若者の雇用促進に関する取組
- 子育て支援に関する取組
- 名刺など印刷物への「めがねのまちさばえ」PRマークの使用
- 社屋、営業車などへの「めがねのまちさばえ」PRマークの使用

具体的内容

※必要に応じて、書類等を添付してください。

年 月 日

住 所

名称（企業名）

代表者名

印

電話番号

(様式第2号)

認定状

(企業名) 様

「めがねのまちさばえ応援企業」に認定します

年 月 日

鯖江市長

(様式第3号)

年 月 日

様

鯖江市長

不認定通知書

年 月 日付けで申請のあっためがねのまちさばえ応援企業の認定について審査の結果、下記の理由により不認定となりましたので通知します

記

【不認定理由】